

**青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 42 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもにかかる教育・保育給付認定保護者の希望にもとづき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置

を講じているとき。

- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項にかかる連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「(第2号にかかる部分に限る。)」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。